

農林水産委員会会議記録（第4号）

令和6年 3月12日

福島県議会

1 日 時

令和6年 3月12日（火曜）

午前 11時 開議

午後 1時55分 散会

2 場 所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	水野透	副委員長	佐藤徹哉
委員	亀岡義尚	委員	満山喜一
委員	椎根健雄	委員	宮本しづえ
委員	伊藤達也	委員	半沢雄助
委員	木村謙一郎		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

水野透委員長

開議に先立ち、8日の委員会において提出を求めていた資料については、各委員の手元に配付しているので確認願う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開く。

これより、一般的事項に対する質問に入るが、この際、農業担い手課長より発言を求められているので、これを許す。

農業担い手課長

（別紙「福島県農林水産業振興計画の指標について」により説明）

水野透委員長

ただいまの説明の内容も含め、質問のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

提出された資料の内容も含めて何点か聞く。新年度の農林水産業関係予算約950億円の中で復興関連予算が約半分を占め、そのうち公共事業費が32.5%となっている。圃場整備などを多く実施することになるのだと思うが、圃場整備は何年もかかるため、途中で補助を打ち切られてしまうと困ると自治体から聞いている。

まず、圃場整備などの営農再開事業予算が、第2期復興・創生期間終了以降も国から引き続き確保される見通しなのか聞く。

農林企画課長

現在は第2期復興・創生期間の財源フレームが示されているところだが、令和8年度以降については、国が定める基本方針に基づいて7年度中に見直すことになるため、そこで明らかになってくると思っている。ただし、必要な財源を求めていく県の姿勢は重要だと認識しており、既に国に対して、第2期復興・創生期間以降の財源確保について要望活動を行っている。

宮本しづえ委員

現段階ではそう答弁するしかないと思うが、地元自治体などからは、必要な事業について途中ではしごを外されるのは困ると要望を受けているため、国へしっかり求めてもらいたい。

また、営農再開事業に含まれるのか分からないが、現在は耕作していない水田の草刈り事業についても支援対象になっている。この事業もぜひ継続してほしいとの話を地元農家から聞いているが、継続される保証はあるのか。

次長（農業支援担当）

農地の草刈り等の保全管理については、福島県営農再開支援事業の中で支援している。基本的には、除染後農地の保全管理をしながら、その後の営農再開につなげていくために支援しているものだが、委員指摘のように、特定復興再生拠点区域など避難指示が解除されて間もない地域では早急な営農再開が難しい面もあるため、第2期復興・創生期間以降もしっかり支援を継続するよう要望している。

宮本しづえ委員

今の説明からすると、避難指示解除から何年までしか認められないといった条件

が特にあるわけではなく、地域の営農再開ができるまでは一定の支援があると理解してよいか。

次長（農業支援担当）

基本的なメニューとして、除染後農地の保全管理については一定の年数による縛りがある。担い手がないことで営農再開がなかなか進まず、担い手を確保するまで保全管理せざるを得ない場合は支援されるが、当然営農再開を目標とした中での保全管理となる。

宮本しづえ委員

営農再開が目標ではあるが、実態として当面は保全していかざるを得ない地域が相当あると思う。営農再開率が46.3%にとどまっている現状をしっかりと踏まえ、現場の声を聞いていくよう要望する。

整理予算審査の際、漁業の再開に関して、本格操業はどのような状況を指すのか質問したが、廃炉が終わり安心して漁業を営める状態を目標にしているとの答弁があった。早くその状況を迎えたいと思うが、そのときも述べたように、いつになるのか現段階では全く分からない。その中で漁業者が安心して漁業を営める環境をどうつくっていくのか、これは本当に難しく、かつ大事な問題である。そして、それを考えるに当たっては、東電や国、県に対する信頼をしっかりと得ることが重要であり、廃炉作業の安全性が本当に信頼できるものなのか、あるいは国や東電が漁業者と交わした約束が本当に守られるのかが鍵だと考えている。

国が2021年4月13日に海洋放出を閣議決定した直後に開かれた県の幹部会議の議事録がこのほど開示されたが、その内容を見て私は大変驚き、非常に問題だと感じた。なぜなら、一番県民の関心が高い、そして民主主義上も非常に重要だと共通認識になっていたはずの、2015年に漁業者と交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束について、何も発言がなかった事実が明らかとなったからである。

A L P S 処理水については、日本の漁業がどうなるのかが世界的にも一番の関心事だったにもかかわらず、この問題について県の幹部会議でなぜ触れられなかったのか。部長も当時は会議に参加していないため聞いても仕方ないが、県の姿勢としてそれでよかったのか。これは漁業者が本当に安心して希望を持ちながら漁業を営める環境をつくっていくための大前提であり、その信頼が大きく損なわれてしまっ

たのではないかと大変危惧している。

県としてしっかり反省してもらい、約束を守らせるための取組を一層強めていかなければ漁業者の安心は得られないと思うが、どうか。

次長（生産流通担当）

処理水の放出に関連して、漁業者との約束が守られていないのではないかと指摘かと思うが、県としても、漁業者が安心して操業できることが一番大事だと思っている。そのため、これまで国に対して、理解の醸成、万全な風評対策に責任を持って取り組んでもらうこと、特に水産業については、当時から漁業者が風評の発生等を非常に強く懸念していたため、復興の取組が妨げられることのないよう、国の責任においてしっかりと取り組んでもらうことをこれまでも求めてきており、引き続き求めていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

今の答弁はそのとおりだと思うが、肝心の会議でその問題について触れられなかったことは極めて問題だと捉えるべきであり、県民も納得できない。国に対して異議を唱えないことが本県の基本的なスタンスになってしまっているのではないかと大変危惧している。農業も水産業も、放射能との闘いがこれからまだまだ長期的に続くからこそ、しっかり国に対して物を言っていく姿勢が県政に求められていると指摘しておく。

今回の通常国会に、私はあえて改悪と言うが、食料・農業・農村基本法の改正案が提出されており、自給率の問題を重要な指標から外す方向で見直しが行われてきたことが全国的にも大問題となっている。

この法律は約60年前に農業基本法として制定された後、1999年に見直されて食料・農業・農村基本法となったが、その見直しの議論の中でも、総合的な食料安全保障政策の確立は重要であり、国民の食生活が国産の食料でどの程度賄われているか、また国内の農業生産を基本とした食料の安定供給がどの程度確保されているか検証する上で、食料自給率を掲げることは極めて分かりやすく、重要な指標だと位置づけている。

そのため、今回の見直しで自給率を指標から外したことについて、私は大問題ではないかと思っている。本県の食料自給率も徐々に低下してきている状況下で本当に安全保障を確立できるのかが問われているが、この基本政策の見直しについて、

県はどのような取組をしているのか。

農林企画課長

食料自給率に関しては、現国会に基本法の改正案が提出されている。詳しくはこれから明らかになってくると思うが、我々が掴んでいる情報からすると、自給率の目標を定める旨の条文は設定されている。そのため、今後基本法に基づく基本計画を国が策定することになるが、その中で自給率の目標が掲げられるものと認識している。

宮本しづえ委員

今の答弁のように、一定の目標として定めることについては変わらないが、その位置づけが農業政策の重要な指標から外れたことが大問題であり、研究者や農業関係者の間でも問題視されている。食料自給率をどう引き上げていくのかが農業の中心に位置づけられなければ、政策にも結びついていかないと危惧しているのであり、目標値を設定していればよい話ではない。今後は、位置づけが変わると認識を改めた上で取組を進めていかなければならない。

また、今国会には併せて食料供給困難事態対策法案が提出されている。緊急事態により食料の安定輸入、供給ができなくなった場合の国内の食料生産方法を定め、生産する農産物の種類まで国が指定できるようになる法律であり、例えば花卉農家に芋を生産するよう国が指示できるようになるものと承知している。

本県は原発被害を受け、なかなか食料生産が難しい地域もあり、特に花卉などに重点を置いて営農再開してきている側面がある。県も大規模ハウスへの設備投資などを行っているが、もし緊急事態になれば花ではなく芋を生産しなければならなくなってしまうのではないか。そうした心配はないか。

農林企画課長

食料供給困難事態対策法案の趣旨は、不測の事態が生じたときの国の取組をあらかじめ定めるものであり、まずは民間団体へ安定供給を要請し、それでも不足する場合には民間団体や生産者から提出された計画に基づいて流通させ、最終的には別な品目を生産するものとなっている。

宮本しづえ委員

確かに最終的な方策にはなっている。しかし、現在食料自給率が僅か38%しかない日本で、食料自給率を引き上げる目標は脇に置きながら、有事の際には食料を増

産させる法律を提案することが、農業政策の大矛盾であり大問題だと指摘しなければならぬ。

国は、今回の基本法の見直しは向こう20年間を見通した農業政策、食料・農業・農村の在り方を決めるものだとしている。本県は2050年までのカーボンニュートラル宣言を出しているが、20年後はちょうどその時期に当たる。温暖化対策をしっかりと行わなければ食料問題もどうなるか分からず、輸入に依存する時代でもなくなるからこそ、何があっても賄える食料増産体制を農業の基本に据えることが農業政策を実施する上での重要な課題である。国がどうであろうと、県はそのような位置づけで食料自給率の向上に取り組んでいく必要があると指摘しておく。

県内における直近の食料自給率をカロリーベースと生産額ベースで聞く。

農林企画課長

直近では令和3年度の数値になるが、カロリーベースで75%、生産額ベースで84%となっている。

木村謙一郎委員

当初予算関係議案審査の際、地域計画の策定はなかなか難しいのではないかとの話が出ていたと思う。しっかり地域の実情を可視化させ、当事者が関わりながら計画をつくっていくことが大事だと思うが、その趣旨があまり認知されず作業の難しさのみが先行してしまうと、本来の目的や効果が薄れてしまうのではないかと懸念している。その点について、県としてはどのような考えで進めていこうとしているのか。

農業担い手課長

地域計画は、農地として利用する全ての地区で策定することになっている。農業の担い手が今後10年間で減少していくと予測されている中、どのように営農を進めていく必要があるのか地域で話し合い、10年後の姿を計画に落とし込むことが趣旨である。今後地域で農業を進めていく上で重要な計画だと考えており、県としても市町村での策定を支援しているところである。

木村謙一郎委員

担い手の確保が難しい状況を可視化させることは非常に意義があると考えているため、作業は大変だと思うがしっかりと進めてほしい。

市町村も策定に当たっては非常に悩んでいるように感じられる。県も支援してい

くとのことだが、具体的にどうニーズを捉えて支援していくのか。

農業担い手課長

まず、地域計画は各地域で話し合いを進めていくものだが、人的なケアが必要であるため、策定地区ごとに設置している推進チームの中に農林事務所の普及員が入って支援している。

また、実際のところ策定に向けた進め方が分からない地域も見受けられる。国でも簡単なマニュアルを作成しているが、それに加えて県でも手引を作成し、先進事例などを示しながら各地域で活用できるよう工夫すると同時に、各市町村の課題も四半期ごとにしっかりと吸い上げ、逐一回答している。

木村謙一郎委員

非常に数が多いためマンパワーも必要になると思う。策定の期限は令和6年度内と短いですが、ぜひ頑張ってもらいたい。

次に、内水面漁業に関して、風評払拭に向けては様々な事業があると思うが、どうしても海面のほうに注目が集まり、内水面、特に遊漁関係がなかなか脚光を浴びていないと私自身も反省している。風評払拭の事業の中には内水面も含まれているが、遊漁のここ数年の状況や震災からの復活に向けた方策について聞く。

水産課長

震災以降、放射性物質の影響により浜通りを中心に遊漁が再開できていない河川もあるが、先に出荷制限が解除された中通りや会津地方から順次再開し、遊漁客を呼び込む努力を続けている。徐々に遊漁者数は増え、遊漁券の販売枚数を見ても回復傾向にあるが、ワカサギ釣りなど一般客が遊漁しやすい箇所集中しているのが現状である。

県としても遊漁の振興のため、福島県水産業復興加速化総合対策事業の中で、漁業協同組合が行う溪流魚及びアユなど漁業権対象種の放流事業を支援しているところである。

木村謙一郎委員

特に浜通りの河川で遊漁が再開できるまでの間は、放流によりしっかり資源量を確保し、風評払拭に向けて事業を進めていくよう要望する。

2月に相馬市の造船所で火災が発生したが、今後の漁業再建に向けてよい形になりつつあったときの出来事であり非常に残念に思う。知事も定例会見で、国や県で

も状況把握していくと話していたが、現時点でどのように状況を把握しているのか。
また、造船所の再建も含めた支援をどう考えているのか。

水産課長

相馬市の造船所の火災に関しては水産庁にも確認したが、今のところ具体的な支援策は見当たらない状況である。ただ、この造船所において、新船を造って漁業復興につなげていく計画に取り組んでいた漁業者がおり、その計画策定には水産庁も関わっているため、計画内容の修正等があれば、県としてもしっかりと耳を傾けて支援していく必要があると考えている。具体的には、増産計画や造船計画が後ろ倒しになると思うが、しっかりと話を聞いた上で、内容の見直しや全体の概要などについて助言していきたい。

木村謙一郎委員

計画の後ろ倒しはやむを得ない。一企業の災害であるため、なかなか公的資金を投入できないのだと思うが、本県の場合は、県全体で水産業を何とか前に進めていこうとする機運があるため、国とも連携しながら水産業の復興に大きな遅れが生じないように、様々に知恵を絞りながら支援策、あるいは助言等を行ってほしい。
よろしく願う。

伊藤達也委員

2点質問する。まず、議案審査の際に質問すればよかったが、農18ページの福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業について、先端技術によってどう展開していくのか聞く。

次長（農業支援担当）

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業は、大きく2つの内容から成り立っている。1点目は、先端技術を活用した農業再生のための実証事業として、浜通りでの大規模水田営農を進めていくため、様々な技術等を組み入れて実証を行っている。あわせて、施設野菜や畑作物の省力高収益栽培も進めており、例えば施設キュウリの高収益化や新たな麦の品種についての実証も行っている。

2点目は、ロボット開発の視点での事業として、農業用水利施設の泥上げのための機械の開発や、浜通りでは除染のために表土剥ぎを実施したことで地力が落ちているため、圃場内の地力のばらつきをロボットで見える化しながら回復していく取組を進めている。

試験研究等であるため一定の年数はかかるが、研究機関や民間企業と共に鋭意研究開発を進めており、成果がまとまった段階でしっかりと現場に波及できるようにしていきたい。

伊藤達也委員

現在約116万人いる全国の基幹的農業従事者が、20年後には約30万人と4分の1程度にまで減少してしまうとの推計もあり、本県も大変厳しい状況になっていく中で省力化や大規模化については喫緊の課題だと思っている。そのためにも、国で進めているGNSS（全地球航法衛星システム）などをしっかり活用しながら進めてもらいたい。

また、農業従事者は高齢化が非常に進んでおり、70代以上が約6割、60代が約2割、50代以下が約2割となっている中、これまで培ってきたたくみの業や技術などを後継者にしっかりと伝えていくことが大事になる。スマート農業に関連して私はデータ駆動型農業も進めていくべきと思っており、このデータを今蓄えておかなければ今後大変なことになってしまうと考えているが、この点についての考えを聞く。

次長（農業支援担当）

スマート農業のメリットの1つは、見える化等の技術を活用することで新規就農者でもしっかりと生産できることだと考えている。例えば、現在は果樹の剪定技術を見える化する研究に福島大学と連携して取り組んでおり、具体的には、まず先進農家の剪定状況などをデータとしてしっかり捉え、そのデータを踏まえたシミュレーションができる技術を開発する研究を進めている。

スマート農業における先進農家の技術活用は重要だと考えているため、今後ともしっかり取り組んでいきたい。

伊藤達也委員

国でもスマート農業の活用を促進する法案を検討しているようであり、実現すれば財政的、技術的な支援を受けられると思う。それらも活用しながらしっかり進めていくと同時に、新規就農者に対しては、品種や収量ごとの収入に関する分かりやすいデータの提供も必要になる。天候や価格変動などにもよると思うが、今のうちからJA等と連携して調査していくべきだと思うため、よろしく願う。

次に、花粉交配用蜜蜂について聞く。中国で発生した火傷病の影響により梨やリンゴの花粉が輸入停止となっている中、果樹王国である本県では蜜蜂を活用した自

然受粉を進めていくべきだと思っている。花粉交配用蜜蜂の農家は会津地方等にもいるため、てこ入れを図るべきだと思うが、農家に対する支援等について県の考えを聞く。

園芸課長

花粉交配用蜜蜂に関して、園芸関係ではイチゴや梨、リンゴなどにおいて活用しているため、需給調査を毎月実施し、県内で調整できるのであれば調整を進めつつ、県内で賄えない事態になれば国に調整を依頼している。ただ、ここ数年は不足が生じる事態にはなっていないため、園芸関係の需要者と養蜂農家の間での需給はマッチしている状況にある。また、年に数回ではあるが、農業者団体が中心となって需給状況を確認するための打合せを実施している。

火傷病の対策については、国が令和5年8月10日に中国からの輸入を停止したことに伴い、対象作物である梨とリンゴの主要な産地に対して状況を確認した。中国からの輸入に依存していた地域については、今年度から国が講じている対策を活用しながら、花粉を採取するために開花そのものを早めるなどの体制づくりを進め、花粉の確保に努めている。

伊藤達也委員

蜜蜂の需給はマッチしているとのことだが、県外からの転飼も特にならないのか。

畜産課長

蜜蜂の供給については、その多くが県の養蜂協会やポリネーション協会を通じ、JA等と連携して行っている。一部、県外から蜜蜂を導入している農場もあるが、ほとんどが県内の養蜂農家の蜜蜂が供給されている状況である。

伊藤達也委員

養蜂農家も非常に重要であり、今後転飼が増えてくれば様々な対策も必要になると思うため、しっかりと注視していくようよろしく願う。

宮本しづえ委員

先ほど食料自給率について質問したが、飼料自給率も非常に低い状況にある中で、ふくしまならではの自給飼料増産推進事業が新年度予算に盛り込まれている。そこまで大きな金額ではないが、事業の詳細を聞く。また、本県の現在の飼料自給率はどのような水準にあるのか。

畜産課長

ふくしまならではの自給飼料増産推進事業では、子実用トウモロコシのモデル栽培を行うために実証農家が導入する収穫機械への支援を実施している。また、飼料自給率向上のため作付面積の拡大を推進し、拡大した面積10 a 当たり5,000円を昨年度から継続して支援している。

飼料自給率については、国全体の数値しか把握できていない。

宮本しづえ委員

飼料自給率は、国全体でも2割台と大変低い水準にあるため、自給を引き上げていくことは非常に重要な取組だと考えている。水田からトウモロコシに転作した場合、10 a 当たり14万円補助する国の制度があると思うが、今答弁があった県の補助とはどのような関係にあるのか。

畜産課長

県の補助は、飼料畑等の面積を拡大する場合に支援するものである。

宮本しづえ委員

国の補助制度は水田から畑に転作したときに対象となるものであり、県の制度とは重ならないとの理解でよいか。

畜産課長

先ほど説明したとおり、県の補助制度は飼料畑等の面積拡大への支援であるため、転作とは切り分けている。

宮本しづえ委員

転作した場合に10 a 当たり14万円補助する国の制度は1年限りの措置であり、その後は10 a 当たり2万円に減額され、5年間で支援が終了してしまうようである。そのため、飼料自給率を本気で高めることにつながるのか疑問を持たざるを得ない。

転作後継続して飼料を生産する農家に対して、一定の補助制度を県として考えていかなければ、自給飼料は増えていかないのではないかと。飼料自給率についても目標を持って取り組んでいく必要があると思うが、県の考えを聞く。

畜産課長

県としては、飼料自給率を上げていくため面積拡大に取り組むほか、低コストで本県に適合した飼料作物について生産農家へ情報提供していきたいと考えている。

宮本しづえ委員

どの分野においても、自給率の引上げをその政策の目標に位置づけて取り組むこ

とが非常に重要だと思う。飼料についても、本県は原発事故後の特殊な事情があって自給が難しかった。その特有の困難さを認識した上でこの問題に取り組んでいく必要があると指摘しておく。

本県は、1戸当たりの耕作面積もそこまで大きくない。2022年度の水田の平均粗収入の統計を見ると、全国平均で1戸当たりの粗収入は378万円、経費は377万円となっている。つまり差引きの所得は1万円のみであり、時給に換算するとたった10円にしかない。ある程度規模が大きくなると若干水準は上がるものの、これが今の日本の稲作農家の実態である。

そのため、深刻な状況にある農家を下支えしながら、いかに営農を続けてもらうのか本気で考えなければならない。議案質疑の際、農家へ直接補助される金額がどの程度あるのか質問したのは、そのような意味合いもある。提出された資料を見ると約45億円とのことだが、総額約950億円の中でこの程度しかない。農家が置かれた厳しい経営状況を考えると、もっと手厚く支援していくことが本県の農業を守ることにもつながると思うため、それらを踏まえた上で農業政策の在り方を再検討し、国に対してしっかり要望してもらいたい。

水野透委員長

質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時59分 開議)

水野透委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

半沢雄助委員

農10ページ、女性が変わる未来の農業推進事業について、全体研修を開くなどして実際に営農している女性を支援していることは聞いているが、そのほかの支援や

女性就農者を増やすための考えがあれば聞く。

農業担い手課長

女性が変わる未来の農業推進事業は2つの事業から成り立っており、まず1つ目は、女性グループが取り組んでいる様々な活動に対する支援である。具体的には、研修を開催して資質向上を図るなどといった活動に対して支援を行っている。

2つ目は、県が直接実施する女性リーダー育成研修会である。農業経営への参画やスキルアップ、あるいは人とのつながりの必要性を踏まえて開催しており、接する機会の少ないスマート農業やトラクターに関する研修を要望に応じて実施している。

半沢雄助委員

農作業によっては本当に力仕事が多く大変だと聞いたこともあったため、それぞれそのノウハウも含めてスマート農業の視点が進んでいけば、より女性が就農しやすくなるのではないかと思う。引き続きよろしく願う。

次に、午前中に質問があった地域計画にも若干関連するが、現在、令和7年度に向けて基盤整備が進められていると思う。実際、私の地元の営農者に対してもアンケート調査があった。結果は恐らく集約中だと思うが、今の実態を踏まえた上で将来的に営農再開が難しいと思われる遊休農地については、利活用の観点から転用なども視野に入っているのか。

農村基盤整備課長

地域の将来に向けた基盤整備の話合いを進めていく中で、どうしても条件不利な土地の利活用についての議論はあってしかるべきだが、農地転用となると様々な条件が伴うため、行政とも相談した上で地域にとって何がよいのか見極める必要があると考えている。

半沢雄助委員

もう少し踏み込んで質問すると、いわゆる農業振興地域に関しては縛りが非常に強く、農振除外されなければ結局農地としてしか活用できない。そのことに所有者が不安を抱えているとよく耳にするが、農業振興地域についても柔軟な対応は可能なのか。

農業担い手課長

地域計画を進めていく中で、なかなか農地としての活用が見込めない土地につい

ては、農業上の利用が行われる区域と別に、保全等を進める区域として市町村がエリアを策定することができる。この区域については、農山漁村活性化法に基づいた活性化計画を作成すると、それに応じた国の支援が受けられることになっており、具体的には粗放的な管理や放牧などの事例があると聞いている。

半沢雄助委員

あくまで転用だけにこだわらず、今答弁があった牧草としての利用など、もう少し広く考えながら進めていく認識であると承知した。

また、先ほども質問があった飼料用米に関して、私の地元でも稲WCS（ホールクroppサイレージ）を作ろうとする動きが出ているが、稲WCSには専用の品種があり、コシヒカリや天のつぶなどは牛の消化器官に実が詰まってしまうため、つきはやか、つきあやかなどの品種でなければ畜産側も飼料として買い取れないようである。

それら専用品種の稲の収穫機が老朽化で使えなくなっているとの声を耳にしているが、何か支援策はあるのか。

畜産課長

稲WCSの収穫機に対する支援としては、畜産クラスター事業がある。ほとんどの市町村で設置している畜産クラスター協議会に参加して本事業を活用することで支援を受けることができるため、市町村や各農林事務所に問い合わせてもらいたい。

半沢雄助委員

J Aに質問する内容かもしれないが、つきはやか、つきあやかの種は入手がなかなか困難とも聞いている。流通や確保に向けて何か対応策はあるか。

畜産課長

専用品種については、全国的な団体である（一社）日本草地畜産種子協会が種子購入の取りまとめ等を実施しており、ホームページ等にそれらの情報が掲載されている。

半沢雄助委員

次に、中山間地域関係について、先週の議案質疑の際、農地を保全管理する場合においても交付金支給の対象になると説明があったが、やはり高齢化が非常に進んでいる中で担い手が減少し、交付金が直接支給されるとしても、農地の保全まで手が回らない地域が増えているのが実情である。地域計画にも関わってくる内容かも

しれないが、この現状をどう受け止め、今後どう取り組んでいくのか。

農村振興課長

中山間地域等直接支払交付金、併せて多面的機能支払交付金も多少絡むと思うが、活動が困難になる理由としては、人夫としての働き手や資料作成及び事務手続の担い手が少なくなっていることが挙げられる。

まず、働き手については、その地域だけでどうしても回らなければ、協定の広域化を図ったり、棚田などでのイベント開催を通じた関係人口の創出が主な方策になってくると思う。

事務作業についても、広域化によって負担は少なくなり、また、面積が広くなれば交付額も増えて人を雇用することができるため、県としても事務の委託先を開拓、確保しながら、できるだけ長く営農を継続できる環境づくりに努めている。

半沢雄助委員

地元住民とも意見交換しながら、私もできる限り情報発信していきたいと思う。

最後に、午前中の伊藤委員の質問の中で、イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業の内容として圃場内の地力のばらつきを調査する技術の話が出ていたが、浜通り以外の中通りや会津地域でも、遊休農地で営農を再開する場合には必要になってくる技術だと思う。全県へ波及させていく考えはあるのか。

次長（農業支援担当）

事業の内容をもう少し詳細に説明すると、除染のために表土を大きく剥ぎ取ってしまったことで土が肥料をしっかりと固持できなくなり、圃場内で地力のばらつきが多くなっていることから、そのばらつきを確認して解消する内容となっている。圃場内であるため、どちらかと言えば狭い範囲での取組になるが、一方で委員指摘のように、例えば衛星画像などを用いて広い範囲で肥沃度を確認する技術も実用化に向けて研究が進められている。

現地での実際の活用方法も含め、利用者にそうした技術や情報をしっかり伝えていきたいと考えている。

満山喜一委員

明日、県オリジナル品種イチゴゆうやけベリーの実証栽培農家の現地調査に行くが、現在のゆうやけベリーの生産者戸数と面積を聞く。

園芸課長

現在は、栽培面積が県内全域で約3ha、生産者は75名となっている。

満山喜一委員

先日立ち寄った栃木県の道の駅にイチゴ農家が併設しており、観光客も非常に多かった。それを考えると、本県が売り出しているゆうやけベリーも多くの農家が栽培して出荷量を増やし、多くの消費者に口にしてもらいたいと思っている。

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業として1億1,000万円程度の予算が計上され、復興を進めている浜通りでもイチゴ栽培が盛んな中で、県としてゆうやけベリーをどのように展開していくのか。

園芸課長

ゆうやけベリーは県内でも人気のある品種である。現在は約3haとなっているが、次のシーズンには7ha、その次のシーズンには10haまで拡大することを目標として推進している。種苗の供給についても、県で手配して十分な量を確保しながら栽培を進めており、補助事業なども活用しながら新規栽培者に対して支援していきたい。

満山喜一委員

県でしっかり支援しながら、おいしいイチゴの販売に努めてもらいたい。

また、聞くところによると、日本産イチゴの苗が韓国に流出し、韓国産として販売されたことで物議を醸しているようだが、ゆうやけベリーについては、苗の生産を含めて法的にどうなっているのか。

農林企画課長

海外で知財の侵害措置を受けると経済的な損失も非常に大きいため、県オリジナル品種のうち、ゆうやけベリーを含む数品種については、相手国をある程度選定して品種の登録作業を進めている。

満山喜一委員

しっかりと対応するようよろしく願う。

次に、原木キノコの生産状況を聞く。

林業振興課長

原木栽培はシイタケとナメコが主になるが、両方合わせて令和4年度は104tとなっている。

満山喜一委員

震災から昨日で13年を迎えたが、放射性セシウムの影響で原木生産はなかなか難

しいと思う。私が幼い頃は原木キノコが主流であり、肉厚のあるおいしいシイタケだと思っていたが、今の主流はほぼ菌床キノコだと聞いている。

本県は阿武隈山系を中心に日本有数の原木生産地であったが、震災以降の原木生産についてはどのように対応しているのか。

林業振興課長

現在の県内の原木生産状況について、県内では主に西会津地方と県南地方の一部で基準値を下回る原木が生産されており、年間で約1,300m³、本数にすると13万本程度となっている。また、震災以降原木価格が高騰して震災前の3倍程度になっているが、生産者の負担軽減のため原木購入価格の一部を支援する事業を実施している。

満山喜一委員

恐らく各市町村で放射性セシウムの濃度を測りながら進めているのだと思うが、個人の原木生産者も結構いるのか。

林業振興課長

原木については、専門的林業関係業者が生産する場合とキノコ生産者自ら原木を生産する場合の2つの形態があるが、県内では林業関係業者が主に生産している。

満山喜一委員

ぜひ様々な指導をよろしく願う。

また、菌床キノコについて、おが粉の対応状況を聞く。

林業振興課長

震災以降はおが粉用の原木も生産できなくなったことから、他県から原木を購入する生産者も非常に多いため、購入経費の一部について支援しているところである。

満山喜一委員

菌床栽培の場合はおが粉が主流になると思うが、おが粉について県の支援はないのか。

林業振興課長

おが粉についても原木同様、震災前からの価格高騰分については東京電力の損害賠償の対象となっており、県の場合は震災前の価格の2分の1を支援している。

満山喜一委員

県がしっかり支援し、キノコ栽培農家の経営安定につなげていくようよろしく願

う。

宮本しづえ委員

委員会の冒頭、新規就農者数の目標値の修正報告があった。6年後の令和12年度の目標値は400名とのことだが、既に350名を超えている中でこの目標値でよいのか疑問に思う。

当初の目標値を早期に達成できたことはよかったと思っているが、高齢化の影響で離農せざるを得ない農家は今後さらに増えてくる。農業の担い手を確保していく観点からすると、目標値を引き上げて取り組んでいく姿勢が必要ではないかと思う。

この目標値は少し消極的過ぎないかと考えているが、どうか。

農業担い手課長

目標値については、自営就農と法人等への従業員としての雇用就農の2つの考えから設定している。まず、自営就農は当初計画では190名を目標としていたが、その根拠は各市町村ごとの目標数の合計値となっている。このたび、農業経営基盤強化法に基づく基本構想が改正されたことに伴い新たに集計したところ、200名に引き上げられた。

また、雇用就農についても、令和12年度の農業法人の目標数が1,000法人、新規雇用者の割合が0.18となっていることから200名となり、合計400名と目標を立てたところである。

宮本しづえ委員

目標値の積算根拠については理解したが、当初目標の早期達成は農業に対する関心が高まっている意味でも大変喜ばしいことであるため、それを生かしてより積極的で前向きな目標を立てることも今の時期なら可能ではないか。農業従事者を増やす取組をもっと強化しなければ担い手は育たず増えていかない。新年度、農業センサスで最新の統計も公表されるが、今の減少傾向には歯止めがかかっていないと思う。だからこそ戦略的な目標を持った取組が必要になるが、この目標では消極的過ぎないかと考えてしまう。

これまでの成果と現状をしっかりと分析して目標を設定すべきだと思うが、目標の早期達成の要因をどのように考えているのか。

農業担い手課長

委員指摘のように農業従事者は減少傾向にあり、今後もそうなると予測されてい

る中で、新規就農者の確保は非常に大きな課題だと捉えているため、これまで、例えば就農の準備段階からの資金提供や経営開始に当たっての支援、また、自営就農に当たって必要となる機械の整備等に対する支援を実施している。加えて、具体的なサポートも非常に重要であることから、令和4年度からは就農コーディネーターを各農林事務所へ配置し、さらに5年度には、関係機関や団体と協働して就農希望者を支援するために福島県農業経営・就農支援センターを開所し、相談に対してきめ細かに対応し、必要な情報の発信に努めている。そうした取組が徐々に浸透した結果、目標の早期達成につながったのではないかと分析しているところである。

これらの取組も引き続き継続しながら、さらに令和6年度からは、県外から就農希望者を呼び込むことにも力を入れていくため、農業でふくしまぐらし支援事業を新たに立ち上げ、就農相談に加えて県外からの就農者に対する手厚い支援に取り組んでいこうと考えている。

宮本しづえ委員

新規就農者支援事業について個人的に問題だと感じている点は、子供に新規就農者として承継しようとしても、同じ作物を作る場合は事業対象から外れてしまうことである。たしか新しい作物を作らないと支援対象にならなかったと思うが、これまで継承し続けてきた本県の果樹生産の技術が新規就農者支援事業だとカバーできず、産地形成の面からも不十分だと思う。国の制度であるため当然国に見直しが求められるが、それが無理な場合にどうするのか検討し、産地を形成してきた技術の継承についても考えていく必要があると思う。

その点については、福島市が独自の支援策を実施しているようであるが、県としてはどう考えているか。

農業担い手課長

親元への就農者については、全くの新規就農者と比較すると初期費用などの面での支援は必要ないが、国の支援措置の中には親元への就農者に対する支援もあることから、その活用を県としても誘導していきたいと考えている。なお、技術の伝承も非常に重要であるため、それについても引き続き誘導しながら推進していきたい。

宮本しづえ委員

確かに親元就農の場合も支援策があるものの、様々な要件があって使い勝手が悪く、新たな作物を作ろうとしてもなかなか難しいとの話を聞いている。そのため、

長年蓄積されてきた営農の技術を引き継ぎながら、より生産性を高めていく努力への支援が大事だと思う。その点では、やはり制度の見直しを求めていくよう要望する。

先ほど、県外からも新規就農者を呼び込みたいとの答弁があった。新年度予算にも事業が組み込まれているが、具体的な支援策を聞く。

農業担い手課長

県外から就農する場合は当然移住が伴うため、住環境の整備を対象とした事業が1つである。また、先ほども説明したように、新たに農業を始める際には様々な機械や施設等が必要になるため、地域の離農者が保有している機械等の再利用を促進するための事業も組んでいる。

さらに、田舎の場合は車がないと生活ができず、軽トラックも必要不可欠になることから、リースにはなってしまうが、その点についても支援を実施したいと考えている。

亀岡義尚委員

今定例会から、新たにJ-クレジットという用語が聞こえてきている。地球温暖化を防止するための施策であり、県民や事業者へ周知して全員で取り組まなくてはならないと思っているが、まずはJ-クレジットの具体的な内容や運用方法、普及していくに当たっての考え方を聞く。

森林計画課長

J-クレジットは森林に限らず、再エネ等の導入などに伴う二酸化炭素の削減量や吸収量をクレジット化していく取組である。森林関係の場合は、森林管理や新たな造林を行うことにより吸収された二酸化炭素を国がクレジットとして認証し、それを売却することになる。現在は東京証券取引所において実際に取引が始まっており、二酸化炭素1t当たり平均8,300円程度だと聞いている。

J-クレジットの適用が可能なのは森林経営活動と植林活動だが、森林経営活動と認められるためには、まず県が認定する森林経営計画を立て、その計画に基づいた森林管理プロジェクトを作成する必要がある、それが国の代行機関において認証されるとJ-クレジットとして登録される仕組みである。当部としても、生活環境部と連携しながら、保有している海岸防災林において、まず県自らが取り組んでみようと考えている。

また、県民への普及について、やはり制度が理解しにくく敷居が高い面があるため、まずは県が実際に取り組むと同時に、相談窓口を設置することとしている。今まで林業は、伐採した木を売らないと収入にならなかったが、J-クレジットでは山で管理するだけでも収入になることから、その意味では大きな変革点になると考えているため、しっかりと県内に普及していきたい。

亀岡義尚委員

なかなか難しい内容だが、これから実施していくに当たって、県民あるいは事業者はどういった点で受益を得られるのか。また、二酸化炭素を排出した分はどうなるのか。

森林計画課長

まず、二酸化炭素を吸収する側は、吸収分をクレジット化することができる。一方、排出側はクレジットを購入することによって排出分との相殺が可能であり、吸収したものとみなすこととされる。

カーボンニュートラルに向けた取組を各事業者等が進める中で、全体として二酸化炭素の量を減らしていくため、積極的に二酸化炭素を吸収、クレジット化して販売につなげていきたい。

亀岡義尚委員

先ほど東京証券取引所での売買の話が出たが、今も行われているのか。

森林計画課長

昨年9月下旬から実証事業が始まり、実際に取引が行われている。おおむね5,000～1万5,000円の範囲で取引されているが、森林に関しては再エネ分野と比較すると値段が高く、取引量そのものはあまり多くない。また、東京証券取引所での取引以外に相対取引もある。

環境保全農業課長

J-クレジットについては、農業分野での方法論、いわゆる技術の規定も後発で幾つか追加されており、牛のげっぶを減らすための給餌技術のほか、昨年4月に新たに規定された水稻栽培における中干し期間の延長が比較的農業者から注目を集めている技術だと認識している。あわせて、昨年11月には肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌も追加されている。

国内で実際に登録されているプロジェクトについては合計26件と、まだまだ件数

は少ない状況だが、県内の農家も特に中干し期間の延長については非常に注目している。これまで、みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業の中で、主に耕畜連携や家畜排せつ物の利用促進に取り組んできたところであるが、新年度からは新たに、Jークレジットへの参加を希望する団体や市町村等に対して、勉強会や試験的取組を実施する場合の費用を一部助成する支援を進めることとしている。

Jークレジットの取組を進めることにより、先ほどの森林計画課長の説明のとおり幾分かの収入も期待されるため、できるだけ農業者へ周知して取組を推進したいと考えている。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は以上で委員会を終わる。

明3月13日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前9時40分までに本庁舎東玄関に参集願う。

3月18日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案の採決である。

これをもって散会する。

(午後 1時55分 散会)